

弘前市立石川小・中学校等複合施設整備事業基本設計業務公募型プロポーザル【参加表明】に関する質問回答書

No	質問区分	質問内容	回答
1	参加表明	①公募型プロポーザル実施要項「1頁・3. 参加資格(1)①」について、「代表者及びその他構成員の2者とする」とありますが、最低2者と理解して宜しいでしょうか。最近は2～3者の共同体を度々目にいたします。より良い建物を提案するためにも、代表1者、その他構成員2者の3者構成として提案したいと考えております。	最低2者ではなく、代表者1者とその他構成員1者の計2者による設計共同体での参加を要件としています。
2	参加表明	実施要項3(1)④設計共同体の資格について「（平成10年1月10日付け建設省厚契第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1に示された設計共同体協定書による協定書が、代表者及びその他構成員により交わされていること。」とございますが、そちらの様式には出資比率を記載する項目がない等、協定書を交わす上での不都合もございます。基本的には上記様式を使用し、一部の文言などに若干の改良をかけ協定を結ぶ形でもよろしいでしょうか。ご教示ください。	代表者の出資比率が50%以上であることを参加の要件としており、実施要領に示した設計共同体協定書を基本とし、出資比率等の必要な項目内容を追加してください。 なお、出資比率等の項目の記載方法については、弘前市ホームページ、「市政情報>入札・契約>様式集>入札に参加するときに必要な様式」に示された「共同企業体専用様式>建設関連業務用>協定書」も参考にしてください。
3	参加表明	設計共同体協定書は、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」（平成10年1月10日付け建設省厚契第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号）の別紙1によるものとありますが、これには構成員の出資の割合の記載がないため、設計共同体協定書には構成員の出資の割合を記載しなくて宜しいでしょうか	設計共同体協定書への構成員の出資割合の記載は必須となります。質問NO2の回答を参照してください。

弘前市立石川小・中学校等複合施設整備事業基本設計業務公募型プロポーザル【参加表明】に関する質問回答書

No	質問区分	質問内容	回答
4	参加表明	参加資格者の審査において、『設計業務実績の評価点が高い者から8社程度を選定』とありますので、設計業務実績の評価基準をご教示ください。理由は、評価基準がわからないと、どのような実績を掲載すればよいか判断がつかないためです。	設計業務実績の評価基準は公表しておりません。 様式6-1、7-1及び7-2の注2にあるとおり、「①施設区分が複合施設であるもの」「②規模が大きいもの」「③設計業務完了年月が直近のもの」「④建築区分が改築であるもの」の順に記載してください。
5	参加表明	「参加意思表明書、企画提案書等作成要領P2 2. 書類作成の留意事項(4)主任技術者、各担当技術者の雇用関係や資格を確認するため、雇用関係については健康保険証等の写しを、資格取得については資格を証明できる書類の写しをそれぞれ提出する。」とありますが、協力事務所の社員は共同体の構成員と雇用関係が無いので、上記書類の提出は不要でしょうか。	各担当技術者と協力事務所との雇用関係を確認するため、提出するようお願いします。
6	参加表明	参加意思表明書、企画提案書等作成要領(3ページ)2. 書類作成の留意事項(5)主任技術者の業務実績説明(様式6-2)は主任技術者だけの実績写真及び文書と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおり、主任技術者だけの実績となります。
7	参加表明	様式4-1及び様式4-2内の本業務の実施体制について、記載欄に社員数とありますが、会社の社員総数ではなく本業務を実施するための人数を記載するということでよろしいでしょうか。ご教示ください。	本業務を実施するための人数を記載してください。
8	参加表明	様式6-2主任技術者の業務実績説明について、A4判タテ1枚に収まる範囲であれば図面の添付は可能でしょうか。ご教示ください。	枠内に収まるものであれば、添付は可能です。

弘前市立石川小・中学校等複合施設整備事業基本設計業務公募型プロポーザル【参加表明】に関する質問回答書

No	質問区分	質問内容	回答
9	参加表明	「参加意思表明書、企画提案書等作成要領 P 3(6)担当技術者の業務実績（様式 7-1、7-2）④業務実績については、国又は地方公共団体が発注した、学校施設又は複合施設の、基本設計業務又は実施設計業務を元請けで受注し、公告日現在において当該設計業務が完了しているものを 2 件まで記載する」とありますが、協力事務所が設備事務所や構造事務所の場合、元請けとなっていることは少ない（意匠事務所から再委託されている）ので、協力事務所の場合は元請けでなくても良いでしょうか。	作成要領においては「元請けで受注し」としていますが、元請けでの受注実績を求めるのは主任技術者のみであり、担当技術者の実績については、元請けだけではなく、協力者として従事したものも記載して構いません。
10	参加表明	参加意思表明書、企画提案書等作成要領 3(6)で担当技術者の業務実績に関して元請けでの受注という要件が示されていますが、構造、電気、機械の担当技術者を協力事務所から配置する場合に、本設計共同体の構成員が元請けとして受注した設計業務に協力者（再委託先）として従事したものであれば、当該担当技術者の業務実績として記載できると考えてよいでしょうか。	質問NO 9 の回答を参照してください。
11	参加表明	様式 3 参加意思表明書について、現在弘前市競争入札参加者名簿には、弊社出先事務所に委任して登録しておりますが、様式 3 を提出するにあたり委任している弊社出先事務所ではなく、本社名で記載・捺印することは可能でしょうか。ご教示下さい。	弘前市「令和 2 年度弘前市競争入札参加資格者名簿」への登録を参加の要件としていることから、参加資格者名簿に登録されている業者名と同じ名前で記載・押印してください。

弘前市立石川小・中学校等複合施設整備事業基本設計業務公募型プロポーザル【参加表明】に関する質問回答書

No	質問区分	質問内容	回答
12	参加表明	見積参考資料はプロポーザル特定後に提出するものと考えてよいでしょうか。	実施要領「2. 業務委託費」及び「13. 契約」に記載のとおり、本プロポーザルにおいて業務委託費は評価の対象とはせず、本プロポーザルの最優秀者特定後、特定された者が随意契約に係る協議に際し、業務委託費の見積書を提出することとなります。